

自 第 365 号
令和7年8月7日

公益社団法人富山県医師会 御中

富山県生活環境文化部長
(公 印 省 略)

ツキノワグマによる人身被害の治療時の対応について（依頼）

日頃から本県の自然保護行政並びに鳥獣被害防止対策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、去る5月に南砺市内で男性がツキノワグマによる攻撃を受け負傷し、自ら病院を受診して治療を受けた後も、クマによる人身被害を関係機関へ連絡せず、後日に人身被害が判明した事案がありました。

クマによる人身被害を受けた場合、救急搬送を伴う場合は消防を通じて市町村又は警察に連絡が入る体制となっていますが、本事案のように、自ら医療機関を受診する場合は関係機関が人身被害の情報を把握できないことが想定されます。

クマによる人身被害を関係機関が把握できない場合、地域住民等への注意喚起が遅れ、同じ場所で再びクマによる人身被害が発生するおそれがあります。

つきましては、今後、同様の事例を発生させないため、貴会会員に対して、クマによる被害を受けた患者への治療を終えた後に、患者に対して市町村又は警察に対する連絡の有無の確認又は連絡を促すことを依頼していただくようお願いいたします。

県としては、市町村や警察、消防、猟友会など関係機関と連携しクマによる人身被害の未然防止に取り組んでおりますが、本事案の発生経緯も踏まえ、医療機関との連携にも取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますよう何卒よろしくお願いいたします。

※なお、県内の病院には、同様の内容を別途通知いたします。

事務担当 野生生物係 石黒、松本
TEL 076-444-3397（直通）
FAX 076-444-4430